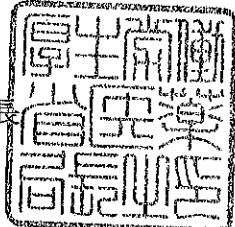


医薬発第0507004号
平成14年 5月 7日

No.
158

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長



薬事法第14条第1項の規定に基づき製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正及び承認不要医薬品基準を定める件の一部改正等について

薬事法第14条第1項の規定に基づき製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(平成14年5月2日厚生労働省告示第191号)及び承認不要医薬品基準を定める件の一部を改正する件(平成14年5月2日厚生労働省告示第192号)がそれぞれ別添1及び別添2のとおり告示され、同日付けで適用されることとなったので、下記改正趣旨について御了知の上、貴管下関係業者に対する周知方御配慮願いたい。

記

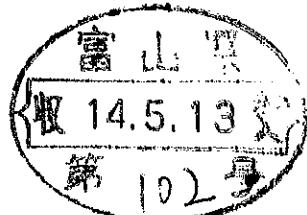
1 厚生労働省告示第191号関係

製造専用であれば承認を要しないこととなる医薬品として、次の2品目が指定されたこと。

塩酸プロソイドエフェドリン
硫酸プロソイドエフェドリン

2 厚生労働省告示第192号関係

承認不要医薬品基準として1に掲げる2品目の基準が新たに定められたこと。なお、この基準で定められた事項は、平成14年4月30日医薬発第0430003号「日本薬局方外医薬品規格1997の一部改正について」で定められた内容と同一の内容であること。



(別添1)

○厚生労働省告示第百九十一号
薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む）の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）の一部を次のように改正する。

平成十四年五月一日

厚生労働大臣 坂口一力

表次に掲げるその他の医薬品のうち、専ら他の医薬品の製造の用に供されるものの項製造又は輸入の承認を要しない医薬品の欄中「百五十一 塩酸フェニルプロパノールアミン」を「百五十一の二 塩酸フェニルプロパノールアミン」、「七百十 硫酸スバルテイン」を「七百十の二 硫酸スバルテイン」、「塩酸ブソイドエフェドリン」を「七百十の二 塩酸ブソイドエフェドリン」に改める。

(別添2)

- 厚生労働省規則第百一十九号
兼事項（留保川十日母姓未記田園十日母） 第十四条第一項の規定に期する製剤又は輸入の承認を厚生労働省規則を定める件（平成九年厚生省規則第百五十九号）に依る次のものに當る。
厚生省規則外医療品規格名義の塗装盤へH₁₁をハロドヘニトマハの次の次に次の二番を記入。
日本薬局方外医療品規格名義の塗装盤へH₁₁をハロドヘニトマハの次の次に次の二番を記入。
- Pseudoephedrine Hydrochloride**
 $C_{10}H_{15}NO \cdot HCl$
- 性状 本品を乾燥したものは定量するとき、塩酸プソイドエフェドリン ($C_{10}H_{15}NO \cdot HCl$) 99.0%以上を含む。
本品は水、メタノール又は酢酸 (100) に溶けやすく、エタノール (99.5) にやや溶けやすく、無水酢酸にはほとんど溶けない。
- 確認試験(1) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法の塩化カリウム鉢剤法により測定するとき、波数3270cm⁻¹、3010cm⁻¹、2477cm⁻¹、1590cm⁻¹、1455cm⁻¹及び375cm⁻¹附近に吸収を認める。
- (2) 本品の水溶液 (1→15) は塩化物の定性反応を呈する。
- 旋光度 $[\alpha]_D^{\circ} : +61.0 \sim 62.5^\circ$ (乾燥後、1g、水、20mL、100mm)。
- pH 本品1.0gを水20mLに溶かした液のpHは5.0～6.0である。
- 融点 182～186°C。
- 純度試験(1) 液状。本品0.5gを水10mLに溶かすとき、液は無色透明である。
- (2) 重金属 本品1.0gをとり、第2法により操作し、試験を行う。比較液には鉛標準液1.0mLを加える (10ppm以下)。
- (3) 類縁物質 本品0.075gを移動相10mLに溶かし、試料溶液とする。この液2mLを正確に量り、移動相を加えて正確に50mLとする。この液1mLを正確に量り、移動相を加えて正確に10mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液20mLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。それその他の各々のピーク面積を自動積分法により測定するとき、試料溶液のプソイドエフェドリン以外のピークの合計面積は、標準溶液のプソイドエフェドリンのピーク面積より大きくない。

- 試験条件
検出器：紫外吸光光度計 (測定波長：257nm)
カラム：内径4.6mm、長さ25cmのステンレス管に5μmの液体クロマトグラフ用フェニル化シリカゲルを充てんする。
カラム温度：45°C付近の一定温度
移動相：酢酸アンモニウム10.9gを水940mLに溶かし、酢酸 (100) を加え、pH4.0に調整後、メタノール60mLを加えて混和する。
- 面積測定範囲：溶液のピークの保持時間が約9分になるように調整する。約2倍の範囲
システム適合性 検出の確認：標準溶液1mLを正確に量り、移動相を加えて正確に10mLとする。この液20μLから得たプソイドエフェドリンのピーク面積の7～13%になることを確認する。
システムの性能：本品10mg及び塩酸エフェドリン10mgを移動相100mLに溶かす。この液20μLにつき、上記の条件で操作するとき、エフェドリン、プソイドエフェドリンの順に溶出し、その分離度は1.5以上である。
システィムの再現性：標準溶液20μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、プソイドエフェドリンのピーク面積の相対標準偏差は5.0%以下である。
- 乾燥減量 0.5%以下 (1g、105°C、3時間)。
強熱残分 0.10% (1g)。
定量法 本品を乾燥し、その約0.4gを精密に量り、酢酸 (100) 15mLを加え、加温して溶かす。冷後、無水酢酸35mLを加え、直ちに0.1mol/L過塩素酸で滴定する (電位差滴定法)。同様の方法で空試験を行い、補正する。
 $0.1\text{mol/L過塩素酸 } 1\text{mL} = 20.169\text{mg } C_{10}H_{15}NO \cdot HCl$
- 貯法 密閉容器。
日本薬局方外医療品規格名義の塗装盤へH₁₁をハロドヘニトマハの次の次に次の二番を記入。
- Pseudoephedrine Sulfate**
 $(C_{10}H_{15}NO)_2 \cdot H_2SO_4$
- 性状 本品を乾燥したものは定量するとき、硫酸プソイドエフェドリン [($C_{10}H_{15}NO$)₂ · H₂SO₄] 98.5%以上を含む。
本品は白色の結晶又は結晶性の粉末である。
- 確認試験(1) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム鉢剤法により測定するとき、波数3330cm⁻¹、3010cm⁻¹、2471cm⁻¹、1590cm⁻¹、1455cm⁻¹及び375cm⁻¹附近に吸収を認める。
- (2) 本品の水溶液 (1→15) は硫酸塩の定性反応を呈する。
- 旋光度 $[\alpha]_D^{\circ} : +56.0 \sim 59.0^\circ$ (乾燥後、1g、水、20mL、100mm)。
- pH 本品1.0gを水20mLに溶かした液のpHは5.0～6.5である。
- 融点 174～179°C

純度試験(1) 溶液 本品0.5gを水10mLに溶かすとき、液は無色透明である。

(2) 塩化物 本品0.7gをとり、試験を行う。比較液には0.02mol/L塩酸0.4mLを加える (0.04%以下)。

(3) 重金属 本品1.0gをとり、第2法により操作し、試験を行う。比較液には鉛標準液1.0mLを加える (10ppm以下)。

(4) 繊維物質 本品0.075gを移動相10mLに溶かし、試料溶液とする。この液1mLを正確に量り、移動相を加えて正確に100mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液20μLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。それぞれの液の各々のピーク面積を自動分析法により測定するとき、試料溶液のブソイドエフェドリン以外のピーカの合計面積は、標準溶液のブソイドエフェドリンのピーク面積より大きくない。

試験条件

検出器：紫外吸光光度計 (測定波長：257nm)

カラム：内径4.6mm、長さ25cmのステンレス管に5μmの液体クロマトグラフ用フェニル化シリカ

ゲルを充てんする。

カラム温度：45°C付近の一走温度

移動相：酢酸アンモニウム10.9gを水940mLに溶かし、酢酸(100)を加え、pH4.0に調整後、メタノール60mLを加えて混和する。

流量：ブソイドエフェドリンの保持時間が約9分になるように調整する。

面積測定範囲：溶液のピークの後からブソイドエフェドリンの保持時間の約2倍の範囲

システム適合性
検出の確認：標準溶液1mLを正確に量り、移動相を加えて正確に10mLとする。この液20μLから得たブソイドエフェドリンのピーク面積が、標準溶液のブソイドエフェドリンのピーク面積の7～13%になることを確認する。

システムの性能：本品10mg及び塩酸エフェドリン10mgを移動相100mLに溶かす。この液20μLにつき、上記の条件で操作するとき、エフェドリン、ブソイドエフェドリンの順に溶出し、その分離度は1.5以上である。

システムの再現性：標準溶液20μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、ブソイドエフェドリンのピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である。

乾燥減量 0.5%以下 (1g, 105°C, 3時間)。
強熱減分 0.10%以下 (1g)。
強熱減分 本品を乾燥し、その約0.15gを精密に量り、酢酸(100)50mLに溶かし、0.1mol/L過塩素酸で滴定する (電位差滴定法)。同様の方法で空試験を行い、補正する。
0.1mol/L過塩素酸1mL=42.85mg (C₆H₅NO)₂·H₂SO₄。

貯法 密閉容器。